

【会議記録 - 平成29年 9月14日 - 2017000914 - 1 - 議会改革検討会議】

開催日 平成29年 9月14日（木）

開催場所 議会中会議室

開催時間 15時52分～16時23分

出席議員 出席者数 9人のうち9人出席

桐生座長

国松、山口、芥川、作山、青山、渡辺、飯田、君嶋の各委員

1 開会

2 議事

次の議題について協議した。

- ・地方自治法の一部改正（議選監査委員関係）について
- ・特別委員会のあり方について

（桐生座長）

ただ今から議会改革検討会議を開会します。

この際、ご報告いたします。8月31日の団長会において、自民党の梅沢委員、長田委員、藤代委員、山本委員、また、県政会の相原委員から、辞任願いが提出され、それぞれ辞任が承認されました。

また、自民党から、私 桐生、また、国松議員、山口議員、芥川議員を、県政会から飯田議員を、それぞれ議会改革検討会議の委員として推薦する旨の推薦届が提出され、それぞれ委員として選任され、ただいまご出席いただいているところであります。

また、私 桐生が、議長の指名により、座長として選任されました。

議会改革について、真摯に議論し、また、当会議の円滑な運営をはかってまいりたいと考えておりますので、各党派のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、協議に入ります。

本日の議題の1は、「地方自治法の一部改正（議選監査委員関係）について」でございます。

地方自治法等の一部を改正する法律が6月9日に公布されたところですが、今回の改正により、監査委員の規定に変更がございました。

現在、本県においては、条例に基づき、議員のうちから2人の監査委員を選任しておりますが、今回の改正により、「条例で、議員のうちから監査委員を選任しないことができるものとされた」ところです。

そこで、現状のまま議員のうちから、監査委員を選任することを続けるかどうかなど、議会としての考え方について、議長から、検討を依頼されたところであります。

まず、今回の、監査委員制度の改正を中心に、地方自治法改正の概要及び、その経緯について議会局に説明させます。

政策調査課長より資料1から資料2 - 3について説明。

（桐生座長）

ただ今地方自治法等の一部を改正するご説明がございました。監査制度の問題でござ

いますが、ただ今の説明の中で、何かありましたらどうぞ。

(協議)

(国松委員)

1点だけ確認させてください。この監査委員の選任に係る地方自治法等の一部改正について、施行はいつからなのでしょう。

(政策調査課長)

これについては、平成30年4月1日施行でございます。

(桐生座長)

他に何かあればどうぞ。

(他に意見はなし)

(桐生座長)

それでは、監査委員を、議会からも選出する現行の制度を継続するかどうかにつきましては、ただいまの説明などを踏まえ、各会派において、ご検討いただくようお願いいたします。

また、今回は、現在の監査委員を除き、今任期中に監査委員をお勤めいただいた議員の方々の、そのご経験を踏まえた意見について議会局に確認を求め、資料として、ご提示し、改めて協議したいと考えておりますが、これについて何かご意見はございますか。

(山口委員)

議員選出の監査委員の意見だけでなく、他の識見を有する監査委員の意見を聞くことも大変重要だと考えておりますので、それについても是非お願いいたします。

(桐生座長)

今、山口委員から、議選の監査委員の意見だけでなく、現状の識見の監査委員からも意見を聞いたらどうかとのことですが、それについてはいかがですか。

(政策調査課長)

監査事務局と調整させていただきたいと考えております。

(桐生座長)

それでは、ただ今自民党から議員選出の監査委員の意見だけでなく、他の識見を有する監査委員の意見も聞いたらどうかとの発言がありましたが、これについては、政策調査課から監査事務局へ調整して、可能となった段階で、意見聴取を行うよう、よろしくお願いいたします。

(桐生座長)

次に、議題の2「特別委員会のあり方について」でございます。

当会議への検討の依頼にあたっての団長会における議長の発言について、引用して説

明いたします。『特別委員会のあり方については、これまでも何度か検討が行われてきており、直近では、平成15年度に、設置委員会数の見直しなどが行われたと承知しています。ただ、その後、議会基本条例の制定や、県政課題の多様化・重大化など、県議会を取り巻く環境も大きく変化しておりますことから、「特別委員会のあり方」につきましてあらためて検討すべき時期に来ているかと考えます。そこで、「特別委員会のあり方について」、議会改革検討会議に検討をお願いする』ということでございます。

そこで、この議長発言を踏まえまして、まず、本県議会における特別委員会の現状につきまして、議会局に資料を調製させましたので、議会局に説明させます。

また、今後、議論を進めていただく上での検討の視点を議会局に整理させましたので、併せて説明させます。

議事課長より資料3から資料3-3を説明。

(桐生座長)

それでは、ただいま議事課長から特別委員会の説明がございました。何かご質問等ございましたらどうぞ。

(特に意見はなし)

(桐生座長)

議長から検討会議に付託された議題は二つです。

一つは地方自治法等の一部改正に伴って、条例で議員のうちから監査委員に選任しないことができるものとされた。今、神奈川県議会では、監査委員には議選、議員の中から出しております。それと識見を有する者から出されている。このうち議選委員について、検討会議で議論して欲しいということです。

そして、もう一つは、特別委員会のあり方について議論して下さいという、この2点が議題です。

これは、12月21日の第3回定例会の最終日までに意見を取りまとめて、議長に報告をするということでございます。

今後の協議を効率的に進めるため各会派におきましては、先ほど議会局から説明のありました検討の視点を中心に、ご意見をまとめていただきたいと思います。

9月25日月曜日、付託日の午後5時までに本職あてご報告くださるよう、よろしくお願いいたします。

なお、報告につきましては、適宜、各会派に対する議会局の聞き取りにより、取りまとめを行いたいと思いますので、ご了承願います。

これまでで、質問はございますか。

(渡辺委員)

今、9月25日までに各会派の考え方をというご説明でした。また、次回監査委員の経験者の方々の意見を聞くという話がありました。

流れとしては、その意見を聞いた後に、参考にして各会派で考えるほうが良いのではないか。

(桐生座長)

それでは、私から申し上げます。

9月25日月曜日までには、特別委員会のあり方について、各会派でまとめるまでいく

かはわかりませんが、意見があるかということで聞き取りに行き、私の方までに出して下さいということですが、

もう一点は、地方自治法の一部改正につきましては、次回皆さんとともに、議長経験者、議選の方、それと併せて山口委員から話がありました識見を有する者の監査委員の方々の意見を議会局が聞き取り、それを皆さんにご提示するということとなりますので、地方自治法については、それからということになります。

そのような流れで進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(作山委員)

今の件ですが、監査の経験者から意見を伺うとのことですが、私どもはペーパーか何かで報告を受けるということによろしいでしょうか。

(政策調査課長)

私どもで意見を伺いに行きまして、それをペーパーにしてお示ししたいと考えております。

(渡辺委員)

もう一点よろしいですか。

今の座長の説明で25日までは、特別委員会のあり方についてということでしたが、その前に枕詞で表現を柔らかく表現しておりましたが、会派の中でも考え方が割れる場合があるといいますか、多少ニュアンスの問題で違うケースもあると思います。それを収斂する必要があるのか、それとも課題並記みたいな形で披瀝してもいいのか、そのあたりはいかがでしょうか。

(桐生座長)

私、座長としては、できれば各会派、いろいろな意見が出て一本化していただきたいと思いますが、参考意見として、このような意見があったということも披瀝していただければと思っております。よって、各委員には各会派の意見をまとめて持って来ていただきたいということをお願いしたいと思っております。

(渡辺委員)

了解しました。

(桐生座長)

他によろしいでしょうか。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

それでは、次回の議会改革検討会議は、10月13日採決日の本会議散会後に開催したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議会改革検討会議を終了いたします。ご苦労様でした。

以上